明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○厚生労働省令第五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、医療法施行規則及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

医療法施行規則及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第三十条の二十九本文中「第三十条の四第四項」を「第三十条の四第五項」に改め、同条第一号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の三十二の二中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第八項」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第七十一号）第二条の規定による改正前の第六条の二第一号中「同条第二項第十号」を「同条第二項第九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第七項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令

漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「認可申請」を「報告」に改め、同条第一項中「認可を受けようとする場合」を「指定又は変更の報告をしようとする場合」に、「申請書」を「報告書」に改め、同項第一号中「申請者」を「報告者」に改め、同項第二号中「変更しようとする」を「変更した」に、「予定漁港」を「新漁港」に改め、同項第三号中「予定漁港」を「新漁港」に、「変更しようとする」を「変更した」に改め、同項第五号中「予定漁港」を「新漁港」に改め、同条第二項中「申請書」を「報告書」に、「予定漁港」を「新漁港」に改める。

第一条の六第一号中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二号ロ中「、漁業用通信施設」を「及び漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

告　示

○消防庁告示第四号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成十八年消防庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

消防庁長官　久保　信保

三の1中「対象として定める」の下に「よう努める」を、「推進計画には、」の下に「おおむね」を加える。

三の2の⑵中「また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。」を削る。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省告示第百五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十三年五月二日から適用する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　医療法第三十条の三第二項第三号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和六十一年厚生省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十条の三第二項第三号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第二　次に掲げる告示の規定中「第三十条の三第二項第一号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。

一　地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）第二の一の1の(一)の(1)

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成十一年厚生省告示第四十三号）第三

三　感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）第四の三の3

四　医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百六十号）第二号ロ

第三　租税特別措置法施行令第六条の五第一項及び第二十八条の十第八項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二項第三号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改め、同号ロ中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第四　次に掲げる告示の規定中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。

一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三の二の(二)のイ

二　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十四号）第二の一の5の(二)

第五　医療法第三十条の三第二項第三号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十条の三第二項第三号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

○農林水産省告示第八百九十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項後段の規定に基づき、平成十三年三月二十六日農林水産省告示第四百五十号（漁港法第六条第六項後段（同条第八項後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沿岸漁業等振興審議会の議を経ることを要しない漁港の指定内容の軽微な変更に関する基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一項第一号(1)中「配置分合」を「廃置分合」に改め、同項第二号(5)中「誤則」を「誤測」に改める。

第二項を削る。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料別）